

社会保険等未加入対策について

【基本関係】

問 社会保険等とは何か？

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）と労働保険（雇用保険）を指します。

問 元請には、加入義務が発生するのか？

元請について、入札参加資格受付時に、加入を義務づけており、未加入業者は登録できない制度となっております。

問 どのような場合に、加入義務が発生するのか？

下請契約の金額に関係なく、全てに加入義務が発生します。

問 どのような場合でも、元請と未加入業者との一次下請契約が禁止されるのか？

未加入業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると認められる場合は、発注者が指定する期間内（1ヵ月以内）に未加入業者が社会保険に加入することを条件として、未加入業者との下請契約が認められます。

※困難となる特別な事情と認められない場合、又は期間内に確認の出来る書類の提出がなければ、契約約款に基づく制裁金のペナルティが科されます。

問 二次下請以降も未加入業者との下請契約が禁止されるのか？

未加入業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると認められる場合は認められます。

※困難となる特別な事情と認められず、かつ期間内に確認書類の提出がなければ、契約約款に基づく制裁金のペナルティが科せられます。

問 「特別の事情」が認められるのは具体的にどのような場合か？

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、その下請業者と契約をしなければ契約の目的を達することができない場合等です。

問 そもそも発注者が未加入対策を実施する理由は何か？

社会保険等への未加入は、技能労働者の処遇の低下など就労環境を悪化させ、若

年入職者が減少する一因になっていると言われています。

こうした若年入職者の減少により、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へ承継することが困難となり、建設産業自体の継続的発展が妨げられることとなります。

また、適正に保険料を負担している企業ほどコストが高くなり、競争上不利になることが考えられるからです。

問 公共工事の下請には警備業務なども想定されるが、これらは未加入対策の対象か？

今回の未加入対策の対象は、建設業許可を有する建設業者のみです。